

総務省行政相談センター 令和7年8月7日からの大雨により
まくみみ鹿児島 被災された皆様への生活支援
窓口案内(鹿児島県版ガイドブック)

令和7年8月7日からの大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

鹿児島行政監視行政相談センターでは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するとともに、国民の皆様からのお問合せなどを受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

本ガイドブックはWEBでも公開しています(随時更新)→ → → → → → →



○ 相談の受付:平日 9:00~16:45

◆ 行政相談専用ダイヤル: 0570-090110

又は 099-223-1100

(上記時間帯以外は留守番電話になります。)

住所:鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎5階
鹿児島行政監視行政相談センター



◆ インターネット(右のQRコードからアクセスできます。)

URL:<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/gyousei-form.html>

まくみみ鹿児島



総務省行政相談センター

総務省 鹿児島行政監視行政相談センター

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎5階

【ご注意】

1 このガイドブックに掲載されている情報は、令和7年8月22日までに各機関のホームページに掲載された情報等に基づき作成しております。

状況の変化等により、担当窓口が変更されたり、掲載された窓口では対応できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください(被災者支援の情報は、各関係機関・団体等のホームページで、随時、更新されています)。

また、**市町村の窓口の混雑**を避けるため、まずはインターネットから情報を御確認ください。

2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に係る災害について、鹿児島県内においては令和7年8月22日現在、薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市が適用を受けています。

3 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、[内閣府ホームページ](#)を御覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf



4 鹿児島県においても被災された方への支援情報についてまとめられています。

<https://www.pref.kagoshima.jp/bosai/saigai/kinkyu/20250807ooame.html#shien>



5 霧島市にお住まいの方は、[霧島市が作成している「被災者支援制度の手引き」](#)も御覧ください。

<https://www.city-kirishima.jp/anshin/shobo/bosai/hisaisha/documents/hisaisyasien202508.pdf>



6 主な被災者支援情報等は、以下から御確認ください。

○ 霧島市

大雨に伴うごみ等の収集・処分について	罹災証明について	床上床下浸水被害に係る消毒作業について	被災者支援情報全般

○ 始良市

令和7年8月の大雨による「災害廃棄物」の出し方	罹災証明書(りさいしょうめいしょ)の申請	大雨による床上床下浸水の消毒について	被災者支援情報全般

< 目 次 >



住まいや身の回りのこと

- [1 罹災\(りさい\)証明書の発行\(P.1\)](#)
- [2 住宅の応急修理制度\(P.4\)](#)
- [3 住宅を利用するための障害物の除去\(P.4\)](#)



お金のこと

- [4 災害弔慰金、災害障害見舞金\(P.5\)](#)
- [5 災害援護資金の貸付\(P.5\)](#)
- [6 生活福祉資金の貸付\(緊急小口資金等\)\(P.5\)](#)
- [7 住宅の建設、補修等の融資等\(P.6\)](#)
- [8 住宅ローン等の返済\(P.6\)](#)
- [9 その他\(P.7\)](#)



労働・雇用に関すること

- [10 その他\(P.9\)](#)



役所の手続・公共料金

- [11 国税の特別措置\(P.10\)](#)
- [12 県税の特別措置\(P.11\)](#)
- [13 市町村税等の特別措置\(P.11\)](#)
- [14 公共料金の減免措置\(P.12\)](#)
- [15 年金証書を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予\(P.12\)](#)
- [16 登記済証\(権利証\)、登記識別情報を紛失した場合\(P.13\)](#)



民間の手続(損害保険等)の

- [17 損害保険に関すること\(P.14\)](#)
- [18 生命保険に関すること\(P.14\)](#)
- [19 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合\(P.15\)](#)



教育のこと

- [20 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等\(P.16\)](#)



事業経営に関すること

- [21 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口\(P.17\)](#)
- [22 農林漁業者への資金融資・相談窓口\(P.18\)](#)



医療機関に関すること

- [23 医療機関の受診、介護サービス等\(P.19\)](#)



その他の情報、お役立ち情報ウェブサイト

- [24 災害に便乗した悪質商法等の相談窓口\(P.20\)](#)
- [25 お役立ち情報ウェブサイト\(P.20\)](#)
- [26 災害ボランティアの依頼\(P.21\)](#)
- [27 車両の無償化貸出し支援\(P.21\)](#)
- [28 省エネ家電への買換え支援\(霧島市\)\(P.22\)](#)



がいこくじんむ じょうほう そうだんまどぐち
外国人向けの情報・相談窓口

29 せいかつ こま生活の困りごと、さいがい とき あんない災害の時の案内など(P.23)

<第2版(令和7年8月18日発行)からの主な変更点>

項目等	頁	内容
2 住宅の応急修理制度	4	始良市の情報を追加
3 住宅を利用するための障害物の除去	4	始良市の情報を追加
13 市町村税等の特別措置	11	固定資産税の減免情報を追加
14 公共料金の減免措置	12	始良市の水道料金の情報を追加
27 車両の無償貸出し支援	21	車両の無償貸出し支援情報を追加
28 省エネ家電への買換え支援(霧島市)	22	情報を新規追加



住まいや身の回りのこと

1 罹災（りさい）証明書の発行

- ◆ 「罹災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
 - ◆ 罹災証明書の発行は、各市町村が行います。
 - ・ 「罹災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
 - ◆ 市町村では、交付申請書に被害状況の写真の添付を求めています。また、各市町村が被害状況調査を行います。この調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は特に、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。写真の撮り方は、次ページをご参照ください。
 - ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の窓口にお問合せください。

なお、主な市町村における罹災証明書の主な受付会場は次のとおりです。
- 霧島市
- ・ 各総合支所のほか、インターネット、以下の窓口において臨時窓口を開設
また、インターネットにより、罹災証明のほか、住宅以外の建物(店舗、工場、倉庫、車、家財、門、塀など)の被害を証明する被災証明についても受付を実施(24時間受付)
- ※ 現在、窓口が混雑しておりますので、可能な限り、インターネットによる申請をお願いします。

・ 霧島市の申請フォーム等のQRコード

自然災害で建物等に被害を受けたときの罹災証明	インターネットによる申請 (罹災証明)	インターネットによる申請 (被災証明)
		

・ 霧島市における罹災証明願の臨時受付場所

会場	受付期間	受付時間
国分シビックセンター 1階市民ギャラリー (総合案内横)	8月9日(土)～8月31日(日)	午前9時～午後7時
日当山小学校1階教室	8月13日(水)～8月31日(日) (8月21日を除く。)	午前9時～午後7時

・ 霧島市の罹災証明等の提出先及び問い合わせ先

名称	電話番号
総務部税務課	0995-45-5111(内線1371～1378 、内線1381～1386、1389)
総務部収納課	0995-45-5111(内線1411～1412 、内線1421～1428))
市長公室安心安全課防災グループ	0995-45-5111(内線1151・1152)
総務部隼人地域振興課地域振興・教育グループ	0995-45-5111(内線5014)
溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループ	0995-45-5111(内線6028)
横川総合支所地域振興課地域振興・教育グループ	0995-45-5111(内線6303)
牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループ	0995-45-5111(内線5411)
霧島総合支所地域振興課地域振興・教育グループ	0995-45-5111(内線5814)
福山総合支所地域振興課地域振興・教育グループ	0995-45-5111(内線6801)

○ 始良市

・ 始良市における罹災証明申請の受付会場

会場	受付期間	受付時間
始良市役所本庁舎1階 あいらスクエア	—	午前8時30分～午後7時

- ・ 始良市の罹災証明等に関する問い合わせ先

名称	電話番号	始良市ホームページ
総務部危機管理課防災係	0995-66-3063	

◆ 写真の撮り方(内閣府のホームページから抜粋)

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援を受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

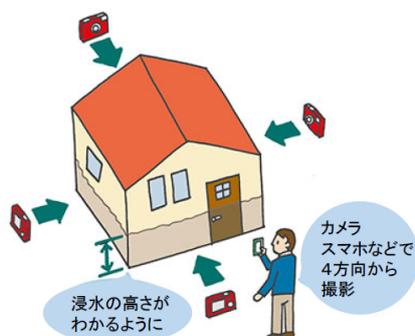
家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真の撮ると、被害の大きさが良くわかります。

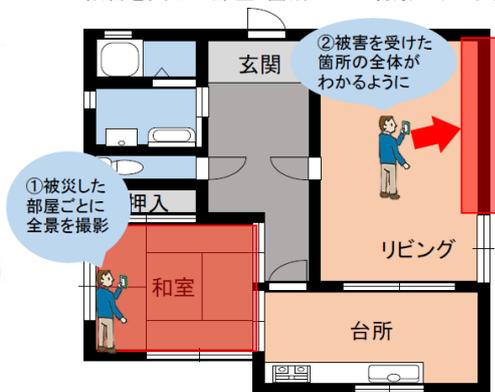
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
- <想定される撮影箇所>
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



 内閣府・△△県・〇〇市

2 住宅の応急修理制度

◆ 住宅の応急修理制度

令和7年8月14日に内閣府及び鹿児島県から今回の大雨災害における「住宅の応急修理制度」の実施要領が示され、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理について、災害救助法の支援を受けられることになりました。詳しくは各市のホームページを御覧ください。

霧島市		始良市	
住宅の応急修理支援制度	チラシ	住宅の応急修理支援制度	
			

3 住宅を利用するための障害物の除去

◆ 被災した住宅を使用するにあたり実施する障害物の除去を補助します。詳しくは各市のホームページを御覧ください。なお、掲載のない市町村については、情報が入り次第更新します。

○ 始良市

<https://www.city.aira.lg.jp/bosai/saigaikyuzyo-tekkyo.html>





お金のこと（生活資金、住宅等）

4 災害弔慰金、災害障害見舞金

- ◆ 自然災害で亡くなられた方の遺族等を対象として、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給される場合があります。また、市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。
詳しくは、お住まいの市町村の窓口にお問合せください。

<参考> 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要（内閣府ホームページ）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/choui/pdf/siryu1-1.pdf>



5 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により負傷又は住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられる場合があります。※所得制限等、一部条件があります。

<参考> 災害援護資金の概要(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikingaiyou.pdf



- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%以内で条例の定める率となります。
- ◆ 貸付限度額は、150万円～350万円(住家の損害の程度、世帯主の傷病の有無により区分)
詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

6 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付け

る少額の費用(緊急小口資金)」や「日常生活を送るうえで、または自立した生活を行うために一時的に必要であると見込まれる費用(福祉費 災害援護費)」についての貸付があります。

- ◆ なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置が実施されることがあります。

詳しくは、鹿児島県社会福祉協議会、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

霧島市社会福祉協議会	始良市社会福祉協議会	鹿児島県社会福祉協議会
電話:0995-45-1557	電話:0995-65-7757	電話:099-257-3855
		
https://kirisha.jp/business/loan/	https://aira-shakyo.jp/kagoshima/	https://www.kaken-shakyo.jp/pages/155/

7 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 災害復興住宅融資

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金又は購入資金に対する融資です。詳しくは、住宅金融支援機構にお問合せください。

・災害専用ダイヤル:0120-086-353

営業時間:9時~17時(祝日・年末年始を除き土日も利用可)

・ウェブサイト: <https://www.jhf.go.jp/fukkou/saigai/index.html>



- ◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問合せください。

8 住宅ローン等の返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害債務整理ガイドライン)があります。

詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。借入先が銀行の場合、全国銀

行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・ 全国銀行協会相談室

0570-017-109 又は 03-5252-3772

(受付:月～金(祝日及び銀行の休業日を除く)の9時～17時)

- ・ 自然災害債務整理ガイドライン

<https://www.dgl.or.jp/guideline/>



※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

9 その他

- ◆ 民間の金融機関において、6日からの大雨の影響を受けた事業者や個人の預金や融資に関する相談を受け付ける相談窓口を開設しています。

詳細は以下を御覧ください。

機関名	電話番号	受付時間等 ^(注1)	WEBサイト
南日本銀行	【預金】 099-226-1412 【融資】 099-226-1126	【支店窓口】 午前9時～午後3時 【電話】 午前9時～午後5時	 お知らせにアクセス
鹿児島相互信用金庫	各店舗	【店舗】 午前9時～午後3時 【電話】 午前9時～午後5時	 お知らせにアクセス
鹿児島銀行	各支店	【支店窓口】 午前9時～午後3時 【電話】 午後5時まで	 お知らせにアクセス
鹿児島信用金庫	【預金】 099-224-8331 【融資】	【支店窓口】 午前9時～11時半 午後0時半～3時	 お知らせにアクセス

	099-224-8414	【本店営業部】 午前9時～午後3時 【電話】 午後5時まで	
鹿児島県信用保証 協会 ^(注2)	【保証部】 099-223-0271 【経営支援部】 099-223-0274	午前9時～午後5時 15分	 お知らせにアクセス

(注)1 いずれも平日又は営業日に受付

2 6日からの大雨の影響を受けた中小企業が対象



労働・雇用に関すること

10 その他

- ◆ 厚生労働省本省から各都道府県労働局に対して事務連絡が発出され、被災地域における労働基準関係の業務運営について、以下のとおり指示が出されています。
 - ① 労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
 - ② 労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
 - ③ 企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

<https://www.mhlw.go.jp/content/001535778.pdf>





役所の手続・公共料金

11 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

税務署	電話番号
鹿児島税務署	099-255-8111
川内税務署	0996-22-2830
鹿屋税務署	0994-42-3127
大島税務署	0997-52-4321
出水税務署	0996-62-0200
指宿税務署	0993-22-2548
種子島税務署	0997-22-0440
知覧税務署	0993-83-2411
伊集院税務署	099-273-2541
加治木税務署	0995-62-2161
大隅税務署	099-482-0007

- ・ 国税庁ウェブサイト(災害関連情報)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002>



12 県税の特別措置

- ◆ 被災された方に対して、県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税等）の減免措置が講じられる場合があります。また、家屋の全壊・半壊・床上浸水等、県税を納めることが困難と認められる事実が発生した場合、申請に基づき被害の程度に応じて、1年以内の期間について徴収の猶予が認められる場合があります。

- ・ 鹿児島県ウェブサイト（災害を受けられた方に対する県税の軽減措置などについて）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/zei.html>



（チラシ）

https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/documents/722_2022_0518170927-1.pdf



- ◆ 詳しくは、鹿児島県県税務課や最寄りの地域振興局にお問合せください。
鹿児島県税務課 099-286-2194

13 市町村税等の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税（保険料）、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。

詳しくは、市町村の窓口にお問合せください。

- ・ 霧島市（市県民税及び国民健康保険税の減免について）

<https://www.city-kirishima.jp/zeimu/kurashi/zekin/kenminze/genmen.html>



- ・ 霧島市（固定資産税の軽減・減免）

<https://www.city-kirishima.jp/zeimu/kurashi/zekin/koteshisanze/keigen.htm>



- ・ 始良市（災害により被害を受けたとき）

<https://www.city.aira.lg.jp/nenkin/kurashi/hoken/nenkinkai6.html>



- ・ 始良市（固定資産税の減免申請）

<https://www.city.aira.lg.jp/koteizei/kurashi/zeikin/koteshisanze/genmen.html>



14 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。

適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法については、各社等へご確認ください。

《始良市》始良市では、8月分の水道料金(9月に徴収する分)について、基本料金のみ徴収することとし、従量料金(使用量に応じた水道料金)は無料として減免しています。

<https://www.city.aira.lg.jp/bosai/gennmenn.html>



《九州電力》電話料金等の特別措置(電気料金の支払期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除、工事費負担金等の免除、基本料金の免除等)は、最寄りの九電ネクスト営業所(霧島営業所 電話:0120-879-564)にお問合せください。

霧島市ホームページにおいても案内中

<https://www.city-kirishima.jp/anshin/202508kyuden.html>



《NTT西日本》局番なし「116」、携帯電話からは0800-2000116

《NHK受信料》災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約。免除期間は、令和7年8月～令和7年9月まで(2か月間)。電話番号0570-077-077にお問合せください。

NHK受信料の窓口ホームページ

https://www.nhk-cs.jp/notice/menjo-info/menjo_r07-0806oame.html



15 年金証書等を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予

- ◆ 年金証書を紛失した場合は、再発行されます。また、年金手帳、基礎年金番号通知書を紛失した場合は、基礎年金番号通知書が再発行されます。
詳しくは、最寄りの年金事務所にお問合せください
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（平日8時30分～17時15分、土曜・日曜・祝日除く。）にお問合せください。

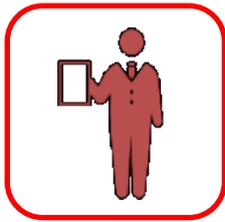
年金事務所	電話番号
鹿児島南年金事務所	099-251-3111
鹿児島北年金事務所	099-225-5311
川内年金事務所	0996-22-5276
加治木年金事務所	0995-62-3511
鹿屋年金事務所	0994-42-5121
奄美大島年金事務所	0997-52-4341

16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの地方法務局にお問合せください。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kagoshima/table/shikyokutou/all>





民間の手続（損害保険等）のこと

17 損害保険に関すること

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ ご契約の損害保険会社
- ・ そんぽADRセンター

電話:03-4332-52418(受付時間 平日 9:15~17:00)

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>



◆ 災害救助法が適用された地域(目次ページ参照)で、証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。

- ・ 日本損害保険協会 自然災害損保契約照会センター

0120-501-331(受付時間 平日 9:15~17:00)

日本損害保険協会ホームページ

<https://www.sonpo.or.jp/index.html>



- ・ 外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター

03-5425-7850(受付時間 平日 9:00~17:00)

外国損害保険協会ホームページ

<https://www.fnlia.gr.jp/>



18 生命保険に関すること

◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域(目次ページを参照)の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。

- ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長 6 か月延長されます。
- ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ・ 一般社団法人生命保険協会

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/disaster01/>



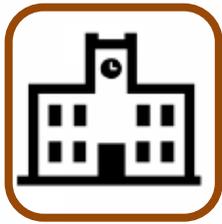
◆ 災害救助法が適用された地域(目次ページを参照)において被災し、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問合せください。

- ・ 生命保険協会 災害時受付専用連絡先
0120-001-731(平日 9:00~17:00)
- ・ かんぽコールセンター
0120-552-950
(平日 9:00~21:00、土・日・休日 9:00~17:00)

19 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・ 各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
- ・ ゆうちょ銀行(非常取扱い実施期間:8月8日~9月8日)
非常取扱い実施の対象地域は、霧島市
詳細はゆうちょコールセンター(0120-108-420)へ
(平日 9:00~19:00土・日・休日・12月31日 9:00~17:00)
(1月1日~1月3日・5月3日~5月5日は、ご利用いただけません)
※ 携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。
※ IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。



教育のこと

20 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。

給付奨学金(家計急変採用)、貸与奨学金(緊急採用・応急採用)については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。

また、減額返還・返還期限猶予については、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する必要があります。

- ◆ 学生やその父母・留学生が居住する住宅に半壊以上、床下浸水等の被害を受けた方に対し、在学している学校を通じてJASSO支援金(10万円、返還不要)の申請受付をしています。

- ◆ 詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構にお問合せください。

奨学金に関するお問い合わせ:奨学金相談センター 0570-666-301(ナビダイヤル)

月曜～金曜:9時00分～20時00分(土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

<https://www.jasso.go.jp/about/press/jp2025080803.html>





事業経営に関すること

21 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。



経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2025/08/20250808004/20250808004.html>

【日本政策金融公庫】

問い合わせ先	電話番号
日本政策金融公庫 鹿児島支店 国民生活事業	0570-098-842
日本政策金融公庫 鹿児島支店 中小企業事業	099-223-2221
日本政策金融公庫 鹿児島支店 農林水産事業	099-805-0511
日本政策金融公庫 鹿屋支店 国民生活事業	0570-098-951
日本政策金融公庫 川内支店 国民生活事業	0570-099-616

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】

092-482-5451

【商工組合中央金庫 鹿児島支店】

099-223-4101

【鹿児島県信用保証協会】

保証部：099-223-0271

経営支援部：099-223-0274

【鹿児島よろず支援拠点】

099-219-3740

22 農林漁業者への資金融資・相談窓口

- ◆ 日本政策金融公庫鹿児島支店に、被災された農林漁業者を対象とした特別相談窓口が設置されています。

詳しくは、日本政策金融公庫鹿児島支店

(農林水産事業 099-805-0511(平日9:00~17:00))にお問合せください。

日本政策金融公庫ホームページ

https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_250812a.pdf





医療機関に関すること

23 医療機関の受診、介護サービス等

- ◆ 被災により、被保険者証を紛失または自宅等に残したまま避難し、医療機関等で提示できない場合でも、次の情報を医療機関等に伝えていただければ保険診療が受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先(電話番号等)
- ④ 加入している医療保険者がわかる情報(健康の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名))

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06756.html



- ◆ 被災により、被保険者証及び負担割合証を消失又は自宅等に残して避難している場合でも、次の情報を介護事業所等にお伝えいただければ、被保険者証等がなくても介護サービスを受けることができます。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 生年月日
- ④ 負担割合

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07342.html





その他の情報・相談、 お役立ち情報ウェブサイト

24 災害に便乗した悪質商法等の相談窓口

- ◆ 消費者ホットライン
188（お近くの消費生活センターにつながります。）
- ◆ 鹿児島県消費生活センター 099-224-0999
（月曜日～金曜日 9:00～17:00、土曜日 10:00～16:00）
※いずれも 12:00～13:00 を除く
- ◆ 警察相談専用電話番号
#9110（最寄りの警察本部などの相談窓口につながります。）

25 お役立ち情報ウェブサイト

【政府広報オンライン】

- ◆ 防災・減災に役立つ情報

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/index.html



【鹿児島県】

- ◆ 令和7年8月7日からの大雨による被害情報について

<https://www.pref.kagoshima.jp/bosai/saigai/kinkyu/20250807oome.html>



【内閣府 防災情報のページ】

- ◆ 災害時の熱中症予防

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/netchushoyobo.pdf>



26 災害ボランティアの依頼

- ◆ 各市のボランティアセンターでは、ボランティア活動の依頼を受け付けています。霧島市及び始良市における設置状況は以下のとおりです。依頼できる内容など、詳しくは、各市のボランティアセンターにお問い合わせください。

窓口	電話	受付時間	ホームページ等
霧島市災害ボランティアセンター	0995-45-1557	午前 9 時 ～ 午後 4 時	 https://kirisha.jp/section-info/disaster-volunteer/3441/
始良市ボランティアセンター	0995-62-2041	午前 9 時 ～ 午後 3 時	 8月8日からの大雨による災害ボランティアについて 社会福祉法人始良市社会福祉協議会

27 車両の無償貸出し支援

- ◆ 日本カーシェアリング協会において、鹿児島豪雨で被災された方、支援活動を行う団体を対象に車の無償貸出し支援『災害サポートレンタカー』を鹿児島県霧島市内に拠点を設置し申込受付を開始しています。詳しくはホームページを御確認ください。

【日本カーシェアリング協会】(活動レポート)

<https://www.japan-csa.org/blog/archives/10025>



28 省エネ家電への買換え支援（霧島市）

- ◆ 災害（浸水被害等）により対象となる家電製品（冷蔵庫・エアコン・照明器具）が故障し、災害ごみとして処分した場合、申請書に添付が必要となる「家電リサイクル券の写し」または「下取り・売却を証する書類の写し」の代わりに、「罹災証明書」または「被災証明書」の写しで対応します。詳しくは霧島市のホームページを御確認ください。



【霧島市】

<https://www.city-kirishima.jp/tiikiseisaku/kurashi/kankyo/keikaku/syouenekadenr7.html>



がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち
外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

29 生活の困りごと、災害の時の案内など

◆ 日本 政府 観光局 (JNTO) Japan Visitor Hotline

びょうき さいがい とう ひじょうじ
病気、災害等、非常時のサポート

050-3816-2787(24時間、365日対応)

※ 対応：英語・中国語・韓国語



https://www.jnto.go.jp/projects/visitor_support/japanvisitorhotline.pdf

◆ 外国人 総合 相談 窓口 (鹿児島県国際交流協会)

<https://www.kiaweb.or.jp/tabunkaseikatsu/soudan.html>

070-7662-4541

(火曜日～日曜日、9:00～17:00、12/29～1/3を除く。)

〈対応言語〉

○ 日本語、英語、ベトナム語は、相談窓口で対応

○ その他の言語

中国語、タガログ語、韓国語、インドネシア語、ネパール語、
クメール語、タイ語、ミャンマー語、ポルトガル語、スペイン語、
マレー語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、
モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、
ウクライナ語、ウルドゥー語は、多言語コールセンターなどを活用





被災者支援の情報は、各関係機関・
団体等のホームページで、随時、更新
されています！

国・地方共通相談チャットボット

ガボット
Govbot



国・地方共通相談チャットボット (Govbot)

▶ URL はこちら↓

<https://www.govbot.go.jp>

▶ スマートフォン等からご利用の方向けには、こちらもご活用ください。

